

電力・ガス取引監視等委員会の建議など（一覧）

1. 本省分

<勧告・建議>

	平成 29 年 9 月 ～平成 30 年 8 月	
	件数	内訳
大臣勧告 【第 66 条の 13 第 1 項】	0	-
事業者勧告 【第 66 条の 12 第 1 項】	4	<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力 EP に対する契約締結前後交付書面の不交付への勧告（2 件） ・東北電力に対する工事費負担金の過大請求への勧告 ・F-Power に対する需要家への説明義務不履行への勧告
建議 【第 66 条の 14 第 1 項】	3	<ul style="list-style-type: none"> ・「みなし小売電気事業者部門別収支計算規則（平成二十八年経済産業省令第四十五号）」の改正 ・一般送配電事業者及び送電事業者の法的分離にあわせて導入する行為規制に関する経済産業省令の改正 ・送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討 WG 中間とりまとめを踏まえた託送料金制度見直し

<経済産業大臣からの意見聴取への回答>

(1) 電気

	平成 29 年 9 月 ～平成 30 年 8 月
小売電気事業登録 【第 2 条の 2】	97
小売供給登録 【第 27 条の 15】	3
特定供給の認可 【第 27 条の 31 第 1 項】	2
卸電力取引所業務規程変更認可 【第 99 条第 1 項】	2
卸電力取引所事業計画・収支予算認可 【第 99 条の 6】	1

託送供給等約款の認可 【3 弾法附則第 3 条第 1 項】	1
特定小売供給約款の変更 【第 2 弾改正法附則第 1 6 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 1 9 条第 4 項】	1
補正指示を受けた託送供給等約款の認可 【3 弾法附則第 3 条第 1 項】	3
特定小売供給等約款以外の供給条件の認可 【第 2 弾改正法附則第 1 6 条第 3 項によりなお その効力を有する旧法第 6 6 条の 1 0 第 1 項第 3 号】	13
離島供給に係る約款以外の供給条件の承認 【第 21 条第 2 項ただし書】	2
電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針の変更認可 【第 28 条の 46 第 1 項】	1
電力広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可 【第 28 条の 41 第 3 項】	2
電力広域的運営推進機関の平成 29 年度予算及び 事業計画に係る審査について 【第 28 条の 48】	1
供給区域外に設置する電線路による供給の許可について 【第 24 条第 1 項】	5
特例承認（小売） 【第 2 弾改正法附則第 16 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 21 条第 1 項ただし書】	20
託送供給等約款以外の供給条件の認可について 【第 2 弾改正法附則第 16 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 18 条第 2 項ただし書】	23
電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る 審査基準等の改正について 【第 5 条第 1 項の規定による審査基準及び 第 1 2 条第 1 項の規定による処分の基準】	2
原価算定期間に相当する年数が経過した後に 経済産業省毎年行う定期的な評価について 【第 2 弾改正法附則第 1 6 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 2 3 条第 1 項】	1

(2) ガス

	平成 28 年 9 月 ～平成 29 年 8 月
ガス小売事業登録 【第 3 条】	8
ガス小売事業変更登録 【第 7 条第 1 項】	12
一般ガス導管事業の供給区域の変更許可 【第 40 条第 1 項】	32
旧一般みなしガス小売事業者の 指定旧供給区域の変更許可 【第 2 弾改正法附則第 23 条第 1 項】	21
託送供給約款制定不要の承認 【第 22 条第一項】	2
特例承認（託送） 【第 48 条第 3 項ただし書】	3

(3) 熱

	平成 28 年 9 月 ～平成 29 年 8 月
熱供給事業登録 【第 3 条】	2
熱事業変更登録 【第 7 条第 1 項】	0
旧認可供給条件の承認 【第 2 弾附則第 53 条】	0

2. 地方経済産業局分（※ 2）

(1) 電気

	平成 30 年 1 月 ～平成 30 年 6 月	平成 29 年 7 月 ～平成 29 年 12 月
特定供給の許可 【第 27 条の 31 第 1 項】	24	5

(2) ガス

	平成 30 年 1 月 ～平成 30 年 6 月	平成 29 年 7 月 ～平成 29 年 12 月
ガス小売事業者の登録 【第 3 条】	12	10
ガス小売事業の変更登録 【第 7 条第 1 項】	36	12
指定旧供給地点小売供給約款の変更の認可 【附則第 30 条第 1 項】	16	0
指定旧供給区域等の指定解除 【3 弾法附則第 22 条第 2 項】	0	3
指定旧供給区域等の変更の許可 【3 弾法附則第 23 条第 1 項】	0	2
指定旧供給区域等小売供給約款の変更の認可 【3 弾法附則第 24 条第 1 項】	0	1
指定旧供給地点の指定解除 【附則第 28 条第 2 項】	14	0
指定旧供給地点の変更の許可 【附則第 29 条第 1 項】	72	59
指定旧供給地点の小売供給約款の変更の認可 【3 弾法附則第 30 条第 1 項】	0	20
託送供給約款の制定不要承認 【法第 48 条第 1 項ただし書】	10 (72)	0
託送供給約款の設定の認可 【法第 48 条第 1 項】	0	1
託送供給約款の変更認可 【法第 48 条第 2 項】	1	5
託送供給約款の特例認可 【法第 48 条第 3 項ただし書】	1	0
特定ガス託送供給約款の制定不要承認 【法第 76 条第 1 項ただし書】	6	0
供給区域等の変更許可 【法第 40 条第 1 項】	42	52

<p>旧簡易ガスみなし小売事業の譲渡し及び譲受けの認可</p> <p>【3 弾法附則第 28 条第 4 項によりなおその効力を有する旧ガス事業法第 37 条の 7 第 1 項が準用する第 10 条第 1 項】</p>	2	7
<p>旧簡易ガスみなし小売事業の廃止の許可</p> <p>【3 弾法附則第 28 条第 4 項によりなおその効力を有する旧ガス事業法第 37 条の 7 第 1 項が準用する第 13 条第 1 項】</p>	3	1
<p>指定旧供給地点小売供給の廃止の許可</p> <p>【旧ガス事業法第 37 条の 7 第 1 項が準用する第 13 条第 1 項】</p>	5	1
<p>一般ガス導管事業の譲渡し及び譲受けの認可</p> <p>【法第 42 条第 1 項】</p>	0	1
<p>一般ガス導管事業者の合併及び分割の認可</p> <p>【法第 42 条第 2 項】</p>	0	1

(※ 1) 任意の意見聴取に対して回答している。

(※ 2) 経済産業局分については、各経済産業局に委任された事務の実績に係る定期報告をもとに作成しているため、掲載期間は、平成 29 年 7 月～平成 30 年 6 月までの実績となっている。

【注記】

本省分・経済産業局分ともに複数件の申請に対し 1 件の回答を行っているものについては、複数件として数えている。